

仙台市の医療提供体制に関する懇話会について

1 趣旨

今般宮城県が公表した、宮城県立がんセンター、宮城県立精神医療センター、仙台赤十字病院、東北労災病院の4病院（以下「4病院」という。）再編の方向性は、本市の医療提供体制に重大な影響を与えるものである。

そこで、県の示す方向性及び本市の現状や課題等について、有識者からの意見を聴取するため、標記懇話会を設置し、その結果も踏まえ、改めて本市の考えを整理してまいりたい。

2 想定スケジュール

計4回の開催を想定している。なお、テーマに沿ったゲストスピーカーの参加についても検討中である。

	日 程	テーマ
第1回	令和3年 11月29日(月)	1 本市の医療提供体制について 2 本市における医療需要と病院経営等について 3 公的病院等の統合・再編について
第2回	〃 12月下旬	救急医療、災害医療、周産期医療、 地域連携支援など、個別テーマを設定
第3回	令和4年 1月	
第4回	〃 3月	全体のまとめ

3 聴取した意見等の取扱い

第4回懇話会の終了後、聴取した意見等を「まとめ」として整理する予定である。

懇話会で頂いた意見等を踏まえ、今般の再編の方向性に対する本市の考えの追加、見直しを行い、今年度中に県に提示するとともに、次期宮城県地域医療計画に関する本市の課題検討に活用する。

仙台市の医療提供体制に関する懇話会設置要綱

(令和3年11月15日市長決裁)

(設置)

第1条 本市の区域内における医療提供体制に関する事項について検討を行うため、仙台市の医療提供体制に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、本市の区域内における医療提供体制に関する事項について検討を行う。

(組織及び委員)

第3条 懇話会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、医師、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和4年3月31日までとする。

(会議)

第4条 市長は、懇話会の会議を招集する。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、健康福祉局保健衛生部健康政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が懇話会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年11月15日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。